特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人市•府民税賦課事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松原市は、個人市・府民税賦課事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松原市長

公表日

令和4年6月30日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(则沃2) 変更笛所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	個人市·府民税賦課事務	
②事務の内容	松原市では、地方税法、その他関係法令及び条例等に基づき、原則として1月1日現在で松原市に居住している方に対して、確定申告書等の資料から個人住民税額を計算し、賦課する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の府民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。(「賦課準備) ・賦課期日(1月1日)時点の住民を把握する。(申告等受付)・住民税申告の受付を行う。・確定申告書や給与支払報告者・公的年金支払報告者等を収受する。(課税)・受付した課税資料の一部を委託業者に提供し、データ化する。・賦課に必要な住所情報や生活保護情報等を取得する。・ を種課税情報をシステムに取り込み課税内容の精査を行う。・ 精査後、課税情報を個人で名寄せし、税額を算出する。(「賦課決定)・特別徴収の場合、事業所等に税額決定及び納付に関する通知を行う。・ 普通徴収の場合、事業所等に税額決定及び納付に関する通知を行う。・ ・ 通徴収の場合、納税者個人に税額決定及び納付に関する通知を行う。・ ・ 納税義務者から修正申告等がなされた場合は課税内容を変更し、更正通知を行う。 (減免決定)・ 松原市市税減免要綱に基づき、納税義務者から申請があった場合は減免の適否を決定し、通知を行う。 (調査)・未申告者等の各種調査を行い、申告内容等に変更があった場合は課税内容を変更し、更正し、通知を行う。(証明発行)・ 課税内容に基づき、申請に応じて課税所得証明書及び非課税所得証明書を交付する。	
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満	
200	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	住民情報系システム 個人住民税	
②システムの機能	 課税対象者管理機能 住基システムの住民情報を基に課税対象者を管理する。 課税資料管理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料を管理する。 賦課情報管理機能 課税資料の合算を行い、賦課情報を管理する。また、税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う 扶養情報管理機能 課税資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 通知書等発行機能 納税通知書、納付書及び納入書を発行する。また、住民登録外課税通知や税務署連絡せん等の通知書を発行する。 課税・非課税証明書発行機能 課税・非課税証明書を発行する。 統計資料作成機能 各種統計資料の作成を行う。 	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()	

システム2		
①システムの名称	団体内統合宛名システム	
②システムの機能	 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く団体内 統合宛名情報等を通知する機能 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管 理する機能 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を 通知する機能 	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 死名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (中間サーバー))	
システム3		
①システムの名称	eLTAXシステム	
②システムの機能	1. 地方税電子申告(申告等データの送受信)の機能 2. 年金からの住民税特別徴収(データの送受信)の機能 3. 国税連携(確定申告、法定調書のデータ送受信)の機能 4. 住民登録外課税権通知(通知書の送受信)の機能 5. 寄付金税額控除に係る申告特例通知(通知書の送受信)の機能	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
@## @ \ =	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム [] () () () () () () () () () (
システム4	しつ」での他(電子殊件)	
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能 符号管理機能 付号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバー、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())	

3. 特定個人情報ファイル名 1. 当初資料ファイル 2. 障害者ファイル 3. 生活保護ファイル 4. 年金特徴ファイル 4. 個人番号の利用 ※ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 〔平成25年5月31日号外法律第27号〕 ・番号法 第9条(利用範囲)別表第一の16の項 法令上の根拠 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) [平成26年内閣府·総務省令第5号] ·別表第一省令 第16条 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する] 2) 実施しない 3) <u>未定</u> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含ま れる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, ②法令上の根拠 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める もの」が含まれる項(27の項) 6. 評価実施機関における担当部署

①部署

②所属長の役職名

7. 他の評価実施機関

総務部 課税課

課税課長

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1 特中用 | 特報ファイルタ

1. 特定個人情報ファイル名 1. 当初資料ファイル、2. 障害者ファイル、3. 生活保護ファイル、年金特徴ファイル 2. 基本情報 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> [10万人以上100万人未満] ②対象となる本人の数 ③対象となる本人の範囲 ※ 納税者及び課税調査対象者 地方税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有 その必要性 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 Γ 100項目以上 1 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ・識別情報 [O]個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 「O]連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※ 「 **〇** 〕 地方税関係情報 「O]国税関係情報 「]健康・医療関係情報] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [〇]障害者福祉関係情報 [O]生活保護·社会福祉関係情報 []介護·高齢者福祉関係情報]雇用·労働関係情報 [〇]年金関係情報 []学校·教育関係情報] 災害関係情報 [**O**] その他 (技術的事項(エラーコードなど)) ◎識別情報 : 対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報 : 本人への通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 その妥当性 ・障害者福祉関係情報 : 障害者関連情報に基づき、控除の確認を行うために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報: 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算 を行うために記録 全ての記録項目 別添1を参照。 ⑤保有開始日 平成28年1月 ⑥事務担当部署 総務部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※			[〇] 本人又は本人の代理人
			[〇] 評価実施機関内の他部署 (窓口課、福祉総務課、障害福祉課)
			[〇] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払報告者(日本年金機構のみ))
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (各市区町村)
			[〇] 民間事業者 (給与支払報告者、年金支払報告者(日本年金機構を除く))
			[]その他()
			[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方:	:+		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
②八十万	<i>运</i>		[〇] 情報提供ネットワークシステム
			[O]その他 (中間サーバー、団体内統合宛名システム、eLTAXシステム)
③使用目	的 ※		個人住民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うため。
		用部署	総務部課税課
④使用の		用者数	<選択肢>(選択肢>10人以上50人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
⑤使用方法			1. 申告情報の取得 ・住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。 ・賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する。 2. 賦課情報を作成・通知する。 ・各種申告情報から賦課情報を作成する。 ・税額決定通知書作成の委託業者に賦課情報を提供し、税額決定通知書等を作成する。 ・課税決定者(普通徴収対象者の場合)・年金保険者・各企業(特別徴収対象者の場合)へ税額を通知する。 3. 税証明の発行 ・賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税・所得証明書を発行する。 4. その他の異動 ・必要に応じて、徴収方法の変更・税額更正等を行なう。 5. 情報提供ネットワークシステム連携 ・住民税関係情報の送信
	情報の突	合	〇申告情報・生活保護関係情報を突合して、非課税者を決定する【上記2・4】 〇申告情報・障害者関係情報を突合して、課税・非課税及び税額を決定する【上記2・4】
⑥使用開始日			平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない
		(8) 件
委託事項1		システムの運用・保守
①委託内容		システムの運用・保守
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		紀陽情報システム株式会社
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項2	地方税電子申告受付サービス利用業務
①委詢	托内容	地方税電子申告受付サービスシステムの利用管理
②委訂	モ先における取扱者数	〈選択肢〉 1)10人未満 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上500人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
③委訂		株式会社 TKC
亩	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項3	課税パンチ業務
①委詰	七内容	当初課税に係る課税資料(給与報告書等)のデータ入力
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 ○選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
③委詰	七 先名	アトラス情報サービス株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		市税納税通知書作成等業務
①委託内容		市税納税通知書及び封筒の作成、印字・ブッキング及び封入封緘
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		ナカバヤシ株式会社 大阪本社
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項5	市税納税通知書(口座等)作成等業務
①委詞		市税納税通知書及び封筒の作成、印字・ブッキング及び封入封緘
②委言	そ先における取扱者数	<選択肢>
③委i		レスター工業 株式会社
再	④再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
	011241101114	
委託	事項6	市・府民税申告書宛名印字業務並びに封入封緘業務
		申告書への宛名印字及び封入封緘
①委訂	事項6	
①委訂	事項6 モ内容 モ先における取扱者数	申告書への宛名印字及び封入封緘 [10人未満] (選択肢) 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 レスター工業 株式会社
①委言 ②委言 ③委言	事項6 モ内容 モ先における取扱者数	申告書への宛名印字及び封入封緘 (選択肢>
①委言	事項6 そ内容 そ先における取扱者数 そ先名	申告書への宛名印字及び封入封緘 [10人未満] (選択肢) (2) 10人以上50人未満 (3) 50人以上100人未満 (4) 100人以上500人未満 (5) 500人以上1,000人未満 (6) 1,000人以上 (人) 正表記した(1) によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
①委言 ②委言 ③委言	事項6 そ内容 そ先における取扱者数 そ先名 ④再委託の有無 ※	申告書への宛名印字及び封入封緘 [10人未満] (選択肢) (2) 10人以上50人未満 (3) 50人以上100人未満 (4) 100人以上500人未満 (5) 500人以上1,000人未満 (6) 1,000人以上 (人) 正表記した(1) によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
①	事項6 そ内容 そ先における取扱者数 そ先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法	申告書への宛名印字及び封入封緘 [10人未満] (選択肢) (2) 10人以上50人未満 (3) 50人以上100人未満 (4) 100人以上500人未満 (5) 500人以上1,000人未満 (6) 1,000人以上 (人) 正表記した(1) によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
① 委	事項6 E内容 E先における取扱者数 E先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	申告書への宛名印字及び封入封緘 [10人未満] (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 レスター工業 株式会社 [再委託しない] (選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない (対している) (対している
① 委	事項6 托内容 モ先における取扱者数 モ先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項 事項7	申告書への宛名印字及び封入封緘 [10人未満] 10人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 レスター工業 株式会社 (選択肢) 1) 再委託する 2) 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない 給与支払報告書印字封入封緘業務
① 委	事項6 E内容 E先における取扱者数 E先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項 事項7 E内容 E先における取扱者数	申告書への宛名印字及び封入封緘 [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 しスター工業 株式会社 [再委託しない] (選択肢) 1) 再委託する 2) 再委託しない 総与支払報告書印字封入封緘業務 総与支払報告書(総括表)等の印字並びに封入封緘 [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
① 委	事項6 E内容 E先における取扱者数 E先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項 事項7 E内容 E先における取扱者数	申告書への宛名印字及び封入封緘 [10人未満] (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 1,000人以上 6) 1,000人以上 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託しない] (受護択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
① 委	事項6 E内容 E先における取扱者数 E先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項 事項7 E内容 E先における取扱者数 E先名	申告書への宛名印字及び封入封緘 [10人未満] 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 レスター工業 株式会社 [再委託しない] 2) 再委託しない 総与支払報告書印字封入封緘業務 総与支払報告書(総括表)等の印字並びに封入封緘 [10人未満] 2) 10人以上50人未満 2) 再委託しない (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上1,000人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

委託事項8		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		
重	④再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (6) 件 [O] 移転を行っている (8) 件
DED TOTAL TIME	[] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二
②提供先における用途	番号法別表第二に定める各事務
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎ルドバルム	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
⑦時期·頻度 提供先2	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 給与特別徴収義務者
提供先2	給与特別徴収義務者
提供先2 ①法令上の根拠	給与特別徴収義務者 番号法第19条第1号 給与特別徴収事務 給与特別徴収税額等
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数	給与特別徴収義務者 番号法第19条第1号 給与特別徴収事務 給与特別徴収税額等 (選択肢> 1) 1万人よ満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 5) 1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	給与特別徴収義務者 番号法第19条第1号 給与特別徴収事務 給与特別徴収税額等 (選択肢> 1) 1万人よ満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数	給与特別徴収義務者 番号法第19条第1号 給与特別徴収事務 給与特別徴収税額等 (選択肢> 1) 1万人よ満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 5) 1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の 動	給与特別徴収義務者 番号法第19条第1号 給与特別徴収事務 給与特別徴収税額等 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 特別徴収対象となる給与所得者
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数	給与特別徴収義務者 番号法第19条第1号 給与特別徴収事務 給与特別徴収税額等 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 特別徴収対象となる給与所得者 []情報提供ネットワークシステム []専用線
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の	総与特別徴収義務者 番号法第19条第1号 総与特別徴収事務 総与特別徴収税額等 [1万人以上10万人未満] (選択肢> 1) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上 (1) 専用線 [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [②] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先3	年金特別徴収対象の年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収事務
③提供する情報	年金特別徴収税額等
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特別徴収対象となる年金受給者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IZENOJI ZA	[] フラッシュメモリ []紙
	[O]その他 (eLTAXシステム)
⑦時期·頻度	当初課税及び更正時
提供先4	国税庁
提供先4 ①法令上の根拠	国税庁 番号法第19条第9号
①法令上の根拠	番号法第19条第9号 国税の決定等の事務 個人市・府民税賦課情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第9号 国税の決定等の事務 個人市・府民税賦課情報 <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	番号法第19条第9号 国税の決定等の事務 個人市・府民税賦課情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第9号 国税の決定等の事務 個人市・府民税賦課情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第9号 国税の決定等の事務 個人市・府民税賦課情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 6人市・府民税課税台帳に登録されている者
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第9号 国税の決定等の事務 個人市・府民税賦課情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 個人市・府民税課税台帳に登録されている者 []情報提供ネットワークシステム []専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第9号 国税の決定等の事務 個人市・府民税賦課情報 [10万人以上100万人未満] (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 5) 1,000万人以上 [] 専用線 [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先5	教育委員会 学校教育部 教職員課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の27の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
③提供する情報	個人市·府民税賦課情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人市・府民税課税台帳に登録されている者
	[]情報提供ネットワークシステム [〇] 専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IZE IX 71 /A	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	業務の中で必要な都度
提供先6	教育委員会 学校教育部 教職員課
提供先6 ①法令上の根拠	教育委員会 学校教育部 教職員課 番号法第9条第2項
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 就学援助に関する事務 個人市・府民税賦課情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第9条第2項 就学援助に関する事務 個人市・府民税賦課情報 <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第9条第2項 就学援助に関する事務 個人市・府民税賦課情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第9条第2項 就学援助に関する事務 個人市・府民税賦課情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第9条第2項 就学援助に関する事務 個人市・府民税賦課情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上 (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第9条第2項 就学援助に関する事務 個人市・府民税賦課情報 「1万人未満」 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上 [○] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第9条第2項 就学援助に関する事務 個人市・府民税賦課情報 「1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 4)100万人以上1,000万人以上 600万人以上 7000万人以上

移転先1	福祉部 障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8、11、47、84の項	
②移転先における用途	・障害児に対する通所・相談支援・福祉サービス等の決定・給付事務(8の項) ・身体障害者手帳の発行事務(11の項) ・障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給事務(47の項) ・障害福祉サービス(ヘルパー・短期入所等)の支給、自立支援医療の給付、補装具費の支給、日常生活用具の給付、移動支援事業・日中一時支援事業の決定・給付(84の項)	
③移転する情報	個人市·府民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人市・府民税課税台帳に登録されている者	
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())	
⑦時期·頻度	業務の中で必要な都度	
移転先2	福祉部 子ども未来室	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8、9、37、45、46、56、94の項	
②移転先における用途	・保育所入所事務(8の項) ・母子生活支援施設における保護の実施に関する事務(9の項) ・助産制度利用にかかる手続きに関する事務(9の項) ・児童扶養手当の支給に関する事務(37の項) ・母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務(45の項) ・特別児童扶養手当の支給に関する事務(46の項) ・児童手当(特例給付)の支給に関する事務(56の項) ・保育認定書の支給に関する事務(94の項) ・留守家庭児童会室の入室事務(94の項) ・子育て短期支援事業に関する事務(94の項) ・要養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会に関する事務(94の項) ・地域子育て支援拠点事業に関する事務(94の項) ・延長保育事業に関する事務(94の項) ・両預かり事業に関する事務(94の項) ・病児保育事業に関する事務(94の項) ・病児保育事業に関する事務(94の項)	
③移転する情報	個人市·府民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	市・府民税課税台帳に登録されている者	
⑥移転方法 ⑦時期。類度	[O] 庁内連携システム [O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期·頻度 	業務の中で必要な都度	

移転先3	福祉部 福祉総務課					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項					
②移転先における用途	・生活保護の決定及び実施に関する事務(15の項)					
③移転する情報	個人市·府民税賦課情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人市・府民税課税台帳に登録されている者					
	[] 庁内連携システム [〇] 専用線					
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 新 [] その他 ()					
⑦時期·頻度	業務の中で必要な都度					
移転先4	総務部 納税課					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項					
②移転先における用途	・市税の収納管理に関する事務(16の項) ・市税の滞納管理に関する事務(16の項)					
③移転する情報	個人市 · 府民税賦課情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人市・府民税課税台帳に登録されている者					
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())					
⑦時期·頻度	業務の中で必要な都度					
移転先5	健康部 保険年金課					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30、31、95の項					
②移転先における用途	・保険給付の支給申請。納付相談などの保険料の徴収に関する事務(30の項) ・国民年金に関する事務(31の項) ・年金生活者支給給付金対象候補者の所得状況提供・受給資格者の請求書受理(95の項)					
③移転する情報	個人市•府民税賦課情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人市・府民税課税台帳に登録されている者					
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())					
⑦時期·頻度	業務の中で必要な都度					

移転先6	健康部 高齢介護課					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表一の41、68の項					
②移転先における用途	・福祉の措置の実施、費用徴収の実施に関する事務(41の項) ・介護保険認定事務、介護保険給付事務、介護保険料賦課・収納事務(68の項)					
③移転する情報	個人市 · 府民税賦課情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人市・府民税課税台帳に登録されている者					
	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
⑥移転方法	[] 一] 一] 一] 一] 一] 一] 一] 一] 一]					
	[] その他 ()					
(7)時期·頻度	***					
移転先7	健康部 医療支援課					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49、59の項					
②移転先における用途	・未熟児養育医療の給付にかかる医療券の交付及び費用の支給並びに負担金の徴収(49の項) ・後期高齢者医療保険料の賦課状況及び徴収状況の管理(59の項)					
③移転する情報	個人市·府民税賦課情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人市・府民税課税台帳に登録されている者					
	[〇]庁内連携システム []専用線					
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
◎19 = △17 7 △	[] フラッシュメモリ []紙					
	[]その他 ()					
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度					
移転先8	都市整備部 建築住宅課					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19、35の項					
②移転先における用途	・公営住宅法による入居手続き家賃算定【収入の認定】(19の項)・住宅改良法による入居手続き家賃算定【収入の認定】(35の項)					
③移転する情報	個人市•府民税賦課情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人市・府民税課税台帳に登録されている者					
	[]庁内連携システム []専用線					
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
© ID TAVJ (A	[] フラッシュメモリ [〇] 紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	業務の中で必要な都度					

6. 特定個人情報の保管・消去

<当市における措置>

サーバー室への入退室はICカードによる認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、 システムやファイルに対する厳しいアクセス制限と運用が徹底されている。サーバーへのアクセスはIDと パスワードによる認証が必要となる。執務室では、鍵付きキャビネットにより施錠保管している。また、委 託業者のデータセンターも同様の措置をとっている。

保管場所 ※

- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存している。

7. 備考

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (別添1)詳細のとおり		
(別添1)詳細のとおり		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

1. 当初資料ファイル 2. 障害者ファイル 3. 生活保護ファイル 4. 年金特徴ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・住民からの申告を受け付ける際には、本人宛に送付した個人番号カード又は身分証明書等の提示 や、窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、課税対象者であることを確認している。

リスクに対する措置の内容

・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて松原市の課税対象者と合

致するかを確認している。

<選択肢>

リスクへの対策は十分か

特に力を入れている

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、 システム上の仕組みとして担保する。

リスクへの対策は十分か

特に力を入れている

<選択肢> 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている

2) 十分である

2) 行っていない

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<選択肢> ユーザ認証の管理 Γ 行っている

[

]

具体的な管理方法

・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。

・個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱う ことができないようにする。

・なりすましによる不正を防止する観点から、複数で使用する共用IDの利用を禁止する。

その他の措置の内容

・従事者が事務外で使用するリスクへの措置

システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。

担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。

・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置

バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対して指導する。

リスクへの対策は十分か

特に力を入れている

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・長時間操作がない場合は、スクリーンセーバを表示し解除するにはパスワードが必要な措置をとり本人確認情報を表示させない。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ処理後、速やかに処分する。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	[]委託しない					
リスク: 委託先における不正	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない					
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 個人情報の保護、秘密等の保持、作業場所、個人情報の適正管理等の禁止、目的外使用の禁止、契約終了後の返還、事故報告義務						
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<選択肢> [特に力を入れて行っている] 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない					
具体的な方法	松原市が再委託の承諾をしたときは、委託契約により負うことにな 松原市個人情報保護条例の厳守を義務付けている。	る個人情報の保護に関する責務や、					
その他の措置の内容	委託契約の仕様書において、委託先業者にプライバシーマークな いる。	どの認証を取得することを要件にして					
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である					
特定個人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
5. 特定個人情報の提供・移転	伝 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない					
リスク: 不正な提供・移転が行	うわれるリスク						
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない					
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・庁外への「提供」に当たっては、「国と地方団体との税務行政運営番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ行う。 ・庁内での「移転」に当たっては、番号法関連法令及び地方税法の利用について移転先と協議を行ったうえで「データ利用の申請決こととしている。 ・委託先等への情報の提供に当たっては、契約書で提供情報や再している。 ・上記の部署ごとに、提供・移転の当初にリストを作成するなどして	の守秘義務に照らし、事前にデータ 裁」を交わし、許可したもののみ行う 事委託する場合の協議について規定					
その他の措置の内容	・年数回、業務に関する勉強会を実施し、セキュリティ及び番号法に	について研修を行っている。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢>] 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である					
特定個人情報の提供・移転(含する措置	委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)における	るその他のリスク及びそのリスクに対					
_							

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(み	、手)[]接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク				
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネ 証の発行と照会内容の照会許可用照合め、情報提供ネットワークシステムから る。つまり、番号法上認められた情報連キュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機アウトを実施した職員、時刻、操作内容の切なオンライン連携を抑止する仕組みに (※1)情報提供ネットワークシステムを使用能 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号会・提供可能な特定個人情報をリス (※3)中間サーバーを利用する職員の認識情報へのアクセス制御を行う機能	トットワークシステムに情 ドリスト(※2)との照合を付 青報提供許可証を受領し 携以外の照会を拒否する 能(※3)では、ログイン明の記録が実施されるためになっている。 用した特定個人情報の照 号に基づき、事務手続きる ト化したもの	情報提供本法でから情報による機能を備える機能を備える。 時の職員切なに きる及び照会 では、「情報照	ットワークシステムに求 照会を実施することにな こており、目的外提供やセ証の他に、ログイン・ログ 接続端末の操作や、不適 とした情報の受領を行う機 展会者、情報提供者、照	į
リスクへの対策は十分か	「一十分である」	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である	
リスク2: 不正な提供が行われ	いるリスク				
リスクに対する措置の内容	ネットワーク接続に対してファイアウォール	3 07 7 0 000000	ている。		
リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	-分である	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。
- ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。
- ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。
- ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

,,,,	77.77. 13.7CID.7(16.7CV 18.7CV 18.7CV)						
①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行ってし 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	
	その内容	_					
	再発防止策の内容	_					
その	他の措置の内容	_					
リス・	クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・データを保管するサーバー室においては、入室管理・空調管理も行っている。
- ・サーバーや端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新にすることでウイルス対策を行っている。
- ・端末へのソフトウェアインストール制限を行っており、不正プログラムのインストールを防止する。
- ・日々バックアップを取り、滅失に対する措置を行っている。
- ・すべての端末においてデバイス制御を行っており、漏えいに対する措置を行っている。

8. 監	查			
実施の	の有無	[O] 自己点検	[〇]内部監査	[]外部監査
9. 彼	ዸ業者に対する教育・ ₹	啓発		
従業	者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている	く選択肢> 1)特に力を入れて ² 3)十分に行ってい	行っている 2) 十分に行っている ない
	具体的な方法	①システムごとに情報システムな②全庁的に情報セキュリティポリ。③委託業者に対して、秘密保持	リシーの徹底と個人情報保護に	に関する研修を積極的に行っている。
10.	その他のリスク対策			
_				
1				

ı

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	郵便番号580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 総務部 課税課、総務部 総務課 電話番号 072-334-1550(代表)				
②請求方法	個人情報開示請求書等により請求先に届け出による方法。 (請求の問い合わせについては課税課、請求の手続きについては総務課)				
③法令による特別の手続	_				
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_				
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
①連絡先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 総務部 課税課 電話番号 072-334-1550(代表)				
②対応方法					

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価				
①実施日	令和3年3月19日			
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)			
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】			
①方法	_			
②実施日・期間	-			
③主な意見の内容	_			
3. 第三者点検【任意】				
①実施日	-			
②方法	_			
③結果				

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	課税課長 下岸 正典	課税課長 辻田 成昭	事後	
平成29年5月2日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する予定である。 ・個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする予定である。	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 ・個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。	事後	
令和2年2月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ①システムの名称	個人住民税システム	住民情報系システム 個人住民税	事後	
令和2年2月10日	り扱う事務において使用す	8. 他市町村個人課税データ管理 個人住民税の課税対象者以外の所得・控 除等のデータを管理する。(国保、児手、医 療等で必要な情報を一元管理する。)	8. 他市町村個人課税データ管理 個人住民税の課税対象者以外の所得・控 除等のデータを管理する。	事後	
令和2年2月10日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	 地方税電子申告(申告等データの送受信) の機能 年金からの住民税特別徴収(データの送受信)の機能 国税連携(確定申告、法定調書のデータ送受信)の機能 	受信)の機能	事後	
令和2年2月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ③他のシステムとの接続	その他(電子媒体【MO】)	その他(電子媒体)	事後	

令和2年2月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	課税課長 辻田 成昭	課税課長	事後	
令和2年2月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用①入手元	評価実施期間内の他部署(窓口課、福祉総務 課、保険年金課、高齢介護課、医療支援課)	評価実施期間内の他部署(窓口課、福祉総務 課)	事後	
令和2年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ⑤使用方法		5. 情報提供ネットワークシステム連携 ・住民税関係情報の送信	事後	
令和2年2月10日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	
令和2年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法		松原市個人情報保護条例の厳守及び業務委託 契約に基づく一切の義務の厳守	事後	
令和2年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1⑥再委託事項		課税システムの運用・保守	事後	
令和2年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転 提供先6		提供先6を追加	事後	

令和2年2月10日	Ⅲリスク対策 8. 監査 実施の有無	[]内部監査	[〇]内部監査	事後	
令和3年3月19日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1②システムの機能	1. 当初課税前処理 課税客体の把握および関係者への通知を 行い、申告受付の準備を行う。 2. 当初異動処理 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申 告書・住民税申告書の各課税資料の登録お よびチェックを行う。また、各資料データの 合算を行い当初データを作成する。 3. 当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、 特徴義務者および個人向けに通知書・納付 書を出力する。 4. 更正処理 当初度後の異動情報を入力し、決議書・ 変更通知書等を出力する。 5. 照会・発行処理 各種データの照会と証明書の即時発行を行 う。	る。 3. 賦課情報管理機能 課税資料の合算を行い、賦課情報を管理する。また、税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う 4. 扶養情報管理機能 課税資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 5. 通知書等発行機能 納税通知書、納付書及び納入書を発行す	事前	
令和3年3月19日	り扱う事務において使用す	6. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 7. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 8. 他市町村個人課税データ管理 個人住民税の課税対象者以外の所得・控除等のデータを管理する。 9. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムへの連携ファイルを受取り、DBへ更新する。 10. 年金特別徴収年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。	6. 課税・非課税証明書発行機能 課税・非課税証明書を発行する。 7. 統計資料作成機能 各種統計資料の作成を行う。	事前	

令和3年3月19日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税情報ファイル	 当初資料ファイル 2. 障害者ファイル 生活保護ファイル 4. 年金特徴ファイル 	事前	
令和3年3月19日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の	供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税	事後	
令和3年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税情報ファイル	 当初資料ファイル 2. 障害者ファイル 生活保護ファイル 4. 年金特徴ファイル 	事前	
令和3年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]障害者福祉関係情報	[〇]障害者福祉関係情報	事前	

令和3年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録 	 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・障害者福祉関係情報 : 障害者関連情報に基づき、控除の確認を行うために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録 	事前	
令和3年3月19日		[O]評価実施期間内の他部署(窓口課、福祉総 務課)	[O]評価実施期間内の他部署(窓口課、福祉総 務課、障害福祉課)	事前	
令和3年3月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(9)件	(8)件	事前	
令和3年3月19日	□特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1③委託先名	株式会社 富士通マーケティング	紀陽情報システム株式会社	事前	
令和3年3月19日	□特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1④再委託の有無	[再委託する]	[再委託しない]	事前	

令和3年3月19日		松原市個人情報保護条例の厳守及び業務委託 契約に基づく一切の義務の厳守		事前	
令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	課税システムの運用・保守		事前	
令和3年3月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	課税システム改修業務	地方税電子申告受付サービス利用業務	事前	
令和3年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	地方税電子申告受付サービス利用業務		事前	
令和3年3月19日	要 6. 特定個人情報の保管・消	バーラックにサーバーを保管している。なお、 サーバーへのアクセスはID/パスワードによる 認証が必要となる。	リティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス制限と運用が徹底されている。サーバーへ	事前	
令和3年3月19日	(別添1)特定個人情報ファイ ル記録項目	(1)個人住民税情報ファイル	 当初資料ファイル、2. 障害者ファイル、 生活保護ファイル、4. 年金特徴ファイル、 課税台帳ファイル、6. 事業所情報ファイル 	事前	

令和3年3月19日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税情報ファイル	1. 当初資料ファイル 2. 障害者ファイル 3. 生活保護ファイル 4. 年金特徴ファイル	事前	
令和3年3月19日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年2月10日	令和3年3月19日	事前	
令和3年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8③委託先名	レスター工業 株式会社	入札による業者選定	事前	
	1.特定個人情報の開示・訂		郵便番号580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 総務部 課税課、総務部 総務課	事後	
令和3年6月30日		個人情報開示請求書等により請求先に届け出 による方法。 (請求の問い合わせについては課税課、請求の 手続きについては政策法務課)	個人情報開示請求書等により請求先に届け出 による方法。 (請求の問い合わせについては課税課、請求の 手続きについては総務課)	事後	
令和3年9月1日		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事前	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照 会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照 会者(別紙1参照)	事前	
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移転 提出先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事前	

令和3年9月1日	I 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移転 提出先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	
令和3年9月1日	別紙1	番号法第19条第7号別表第二に定める事務	番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事前	
令和3年9月1日	ムとの接続	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	申告書等のパンチ入力による電子データ化	当初課税に係る課税資料(給与報告書等)の データ入力	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3③委託先名	入札による業者選定	アトラス情報サービス株式会社	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	入札による業者選定	ナカバヤシ株式会社 大阪本社	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	入札による業者選定	レスター工業 株式会社	事後	
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	市·府民税申告書及び封筒の作成並びに封入 封緘業務	市·府民税申告書宛名印字業務並びに封入封 緘業務	事後	

令和4年6月30日	委託事項6 ①委託内容	申告書や封筒の作成及び封入作業	申告書への宛名印字及び封入封緘	事後	
令和4年6月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先名	小林クリエイト株式会社	レスター工業 株式会社	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	市・府民税申告書宛名印字業務	給与支払報告書印字封入封緘業務	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7①委託内容	申告書への宛名印字	給与支払報告書(総括表)等の印字並びに封入 封緘	事後	
令和4年6月30日	扱いの委託 委託事項8	特別徴収総括表封入封緘業務		事前	
令和4年6月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8①委託内容	特別徴収総括表や封筒の作成並びに封入封緘		事前	
令和4年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②委託先における取扱者数	10人未満		事前	

令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ③委託先名		事前	
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ④再委託の有無 ※	再委託しない	事前	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

【給与支払報告書】

・宛名番号・年度分・算定団体コード・バッチ連番・処理コード・資料番号・合算区分・申告区分・徴収区分・指定番号・整理番号・受給者番号・パンチ氏名カナ・パンチ生年月日・専給区分・給与収入一般・給与収入専従・給与特定控除・給与所得・所得控除合計・源泉徴収税額・(源泉)控除対象配偶者あり(老人)・配偶者(特別)控除・扶養、特定・扶養、同居老親・扶養、老人合計・扶養、一般・扶養、障害(特別同居)・扶養、障害(特別合計)・扶養、障害(その他)・控除・小規模企業共済等掛金・控除、社会保険料・控除、生命保険料・控除、損害保険、生宅取得特別・定率控除額・前職分給与・配偶者所得・生命保険、個人年金支払額・損害保険、長期支払額・本人、夫あり・本人、未成年・乙欄区分・本人、特別障害・本人、その他障害・本人、老年者・本人、寡婦・本人、事夫・本人、勤労学生・死亡退職・災害者・外国人・就退職区分・就退職年月日・算入強制区分・強制親区分・警告エラー無視サイン・併徴先判定区分・エラー区分・エラー内容・作成日・更新時間・更新時間・更新職員個人番号・更新端、本書・国民年金保険料等・転送とコード・転送・コード・転送日・年調区分・住定借入区分1・住宅借入区分2・住宅借入区分3・エラー詳細コード・年の出・企業を本ま残高1・住宅借入金等年末残高2・住宅借入区分1・住宅借入区分2・住宅借入区分3・エラー詳細コード・年少扶養人数・生命保険、支払額・新生命保険、支払額・新生命保険、個人年金支払額・生命保険、介護医療支払額・訂正区分・条約免除区分・特定取得区分1・特定取得区分2・住宅借入金当特別控除適用数・非居住者である親族の数・控除、基礎・控除対象扶養親族の欄外記載有無・16歳未満扶養親族の欄外記載有無・摘要欄・給与、所得金額調整控除額・控除、基礎・本人、ひとり親・資料に記載された個人番号

【年金支払報告書】

・宛名番号・年度分・算定団体コード・バッチ連番・処理コード・資料番号・合算区分・入力区分・徴収区分・指定番号・パンチ生年月日・パンチ氏名カナ・年金収入・年金所得・源泉徴収税額・源泉徴収税額内未納・源泉徴収税額計算値・定率控除額・配偶者所得・配偶者(特別)控除・源泉控除対象配偶者あり・源泉控除対象配偶者あり(老人)・本人_特別障害・本人_その他障害・本人_老年者・本人_寡婦・本人_募夫・本人_勤労学生・扶養、特定・扶養、同居老親・扶養、老人合計・扶養、一般・扶養、障害(特別同居)・扶養、障害(特別合計)・扶養、障害(その他)・控除、社会保険料・算入強制区分・強制親区分・本人、夫あり・警告エラー無視サイン・エラー区分・エラー内容・作成日・更新日・更新時間・更新職員個人番号・更新端末番号・転送区分・転送先コード・転送日・年調区分・エラー詳細コード・年少扶養人数・訂正区分・非居住者である親族の数・資料に記載された個人番号

【確定申告書、住民税申告書】

・宛名番号・年度分・算定団体コー・バッチ連番・処理コード・資料番号・合算区分・申告区分・徴収区分・指定番号・整理番号 受給者番号・パンチ生年月日・パンチ氏名カナ・納税者番号・務署連絡区分・警告エラー無視サイン・強制課税区分・手入力区分 ·所得_営業等·所得_営業(営業等内訳)·所得_他事(営業等内訳)·所得_漁業(営業等内訳)·所得_農業·所得_肉用牛(免税·免外計) ·所得_肉用牛(免外壳却価格)·所得_不動産・所得_利子・所得_配当(配当控除適用分)·所得_配当(配当控除適用無分) 所得。配当(少額)・所得。給与・所得。公的年金・所得。雑・所得。譲渡一時・所得。一時(2分の1前)・所得。総合短期 ・所得、総合譲渡長期(2分の1前)・所得」退職・所得、分離山林・所得、分離事業雑・所得、分離短期・所得、分離短期軽減 ·所得_分離長期(一般)·所得_分離長期(優良)·所得_分離長期(居住)·所得_分離上場株式·所得_分離未公開株式 ・所得 分離先物取引・合計所得金額・総所得金額・総所得金額等・純損失の金額・雑損失の金額・先物取引繰越控除 ・専従者控除 配偶者・専従者控除_その他・平均課税(前々年変動所得)・平均課税(前年の変動所得)・平均課税(変動所得) ·平均課税(臨時所得)·特別控除 一時·特別控除 総合譲渡·特別控除 短期·特別控除 短期軽減·特別控除 長期(一般) •特別控除_長期(優良)•特別控除_長期(居住)•特別控除_山林•特別控除_上場株式•特別控除_未公開株式•給与収入(一般) 給与収入(専従)・給与(特定控除)・公的年金収入・本人、特別障害・本人、その他障害・本人、老年者・本人、寡婦・本人、寡夫 ・本人_勤労学生・本人_未成年・本人_夫あり・同一生計配偶者あり・同一生計配偶者あり(老人)・配偶者所得・扶養.一般・扶養.特定 ・扶養・老人同居・扶養・老人合計・扶養・障害(特別同居)・扶養・障害(特別合計)・扶養・障害(その他)・青色申告区分・専従者・配偶者 ・専従者_その他・非課税所得区分1・非課税所得金額1・控除_雑損・控除_医療費・控除_社会保険料・控除_小規模企業共済等掛金 控除_生命保険料・控除_損害保険料・控除_寄附金・控除_配偶者特別・控除_配偶者・控除_本人・控除_扶養 ·控除_障害(扶養控除内数)·控除_基礎·生命保険_支払額·生命保険_個人年金支払額·損害保険_地震支払額·損害保険 長期支払額 ·所得控除 合計·退職 退職収入(現年課税分)·退職 所得税用退職所得·退職 勤続年数·退職 障害区分·所得税 控除 損害保険料 所得税、控除_生命保険料·所得税_控除_配偶者特别·所得税_控除_寄附金·所得税_合計所得·所得税_所得控除計 所得税_その他税額控除・所得税_所得税額・計算值_合計所得金額・計算值_控除額合計・計算值_配当控除・計算值 特別減税額 計算值_所得稅額·収入_営業等·収入_営業(営業等内数)·収入_漁業(営業等内数)·収入_他事(営業等内数)·収入_農業 収入_肉用牛・収入_不動産・収入_利子・収入_配当(配当控除適用分)・収入_配当(配当控除適用無分)・収入_配当(少額配当分) 収入_雜·収入_一時·収入_総合譲渡短期·収入_総合譲渡長期·収入_分離事業·雜·収入_分離短期·収入_分離短期軽減 収入_分離長期(一般)・収入_分離長期(優良)・収入_分離長期(居住)・収入_分離山林・収入_分離上場株式・収入_分離未公開株式 収入分離先物取引・特例摘要条文長期・特例摘要条文短期・特例摘要条文予備・エラー区分・エラー内容・作成日・更新日・更新時 更新職員個人番号・更新端末番号・配当割額・株式譲渡繰越損失・併徴先判定区分・転送区分・転送先コード・転送日 所得長期(居住特例)・長期(居住特例)の繰越損失・収入配当(私募証券)・収入配当(一般外貨建)・所得配当(私募証券) ・所得・配当(一般外貨建等証券)・所得税、外国税額控除・所得税、住宅ローン控除・住宅取得等特別控除・翌年申告作成区分 住宅取得等特別控除計算値・住宅取得等特別控除可能額・税源移譲減額計算値・発送区分・調査コード・金額予備8・金額予備9 金額予備10・譲渡割額・寄附金(ふるさと納税)・寄附金(共同募金・日赤支部)・寄附金(市条例指定)・寄附金(都道府県条例指定) 所得_分離上場配当·収入_分離上場配当·住宅取得等可能額(H21~)·算入強制区分·強制親区分·国税連携区分·還付申告区分 ・エラー詳細コード・扶養_年少・特定寄附金・震災関連寄附金(限度額80%の分)・特定震災指定寄附金(税額控除適用分) ·認定NPO寄附金(税額控除適用分)·寄附金控除(税額控除)·退職 特定役員区分·金額予備項目12·金額予備項目13 金額予備項目14·金額予備項目15·申告日時·新生命保険_支払額·新生命保険_個人年金支払額·生命保険_介護医療支払額 資料に記載された個人番号・寄附金(ワンストップ特例)・医療費支払額・計算値医療費控除 医療費控除の特例区分(0:従来1:特例適用)・内) 特定譲渡繰損・金額予備項目18・金額予備項目19・金額予備項目20 市民税外国税額控除・県民税外国税額控除・給与__所得金額調整控除適用区分・給与__所得金額調整控除額・本人__ひとり親 内) 収入 その他雑・内) 収入 業務雑・内) 所得 その他雑・内) 所得 業務雑

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【扶養関係】

更新職員個人番号・更新端末番号・照会区分・被扶養者宛名番号・宛名番号・年度分・扶養者宛名番号・扶養関係コード・履歴連番 作成日 更新日 更新時間

【申告特例通知書】

・宛名番号・年度分・算定団体コード・バッチ連番・処理コード・資料番号・寄附先コード・パンチ氏名かな・パンチ生年月日・パンチ性別 合計寄附金額·入力日·算入強制区分·作成日·更新日·更新時間·更新職員宛名番号·更新端末番号·訂正区分

【記載番号情報】

・宛名番号・年度分・バッチ連番・処理コード・合算区分・対象区分・記載順・記載個人番号・作成日・更新日・更新時間 ·更新職員宛名番号·更新端末番号

2. 障害者ファイル

【賦課期日情報】

- ・宛名番号・年度・算定団体コード・履歴連番・氏名カナ・氏名漢字・生年月日・性別・町名・番地・方書・地区コード・行政区コード
- ・班コード・世帯番号・世帯主かな・世帯主氏名漢字・記載順位・続柄名・続柄区分・続柄コード1・続柄コード2・続柄コード3
- 続柄コード4・現存区分・人格区分・住民となる判定日・住民となる事由・住民でなくなる日・住民でなくなる事由・転出確定区分
- 配偶者宛名番号·生活保護区分·障害者区分1·障害者区分2·障害者区分3·国保資格·介護保険資格·国民年金資格
- ·国民年金記号·国民年金番号·後期高齡資格·各種情報2·各種情報3·各種情報4·申告書作成区分·前年申告区分
- 前年徴収区分·本人_老年者·本人_未成年·作成日·更新日·更新時間·更新職員個人番号·更新端末番号·郵便番号·郵便番号BC
- 住登外課税区分・市町村コード・申告発送日・生保開始日・生保終了日・詳細コード・発送管理1・発送管理2・発送管理3・発送管理3
- ·発送管理4·発送管理5·発送管理6·発送管理7

3. 生活保護ファイル

【賦課期日情報】

- ・宛名番号・年度・算定団体コード・履歴連番・氏名カナ・氏名漢字・生年月日・性別・町名・番地・方書・地区コード・行政区コー
- ・班コード・世帯番号・世帯主かな・世帯主氏名漢字・記載順位・続柄名・続柄区分・続柄コード1・続柄コード2・続柄コード3
- 続柄コード4・現存区分・人格区分・住民となる判定日・住民となる事由・住民でなくなる日・住民でなくなる事由・転出確定区分
- 配偶者宛名番号·生活保護区分·障害者区分1·障害者区分2·障害者区分3·国保資格·介護保険資格·国民年金資格
- ·国民年金記号·国民年金番号·後期高齢資格·各種情報2·各種情報3·各種情報4·申告書作成区分·前年申告区分
- ·前年徵収区分·本人。老年者·本人。未成年·作成日·更新日·更新時間·更新職員個人番号·更新端末番号·郵便番号·郵便番号BC
- 住登外課税区分・市町村コード・申告発送日・生保開始日・生保終了日・詳細コード・発送管理1・発送管理2・発送管理3
- ·発送管理4·発送管理5·発送管理6·発送管理7

4 年金特徴ファイル

【年金特徴対象者情報】

- ・捕捉年度・宛名番号・データ区分・履歴番号・レコード区分・市町村コード・特別徴収義務者コード・通知内容コード・予備1
- ・特別徴収制度コード・作成年月日・年金保険者用整理番号1・年金コード・予備2・生年月日・性別・氏名カナ・氏名漢字・郵便番号
- 住所カナ・住所漢字・各種区分コード・処理結果コード・予備3・各種年月日・各種金額1・各種金額2・各種金額3・予備4
- ・年金保険者用整理番号2・特徴開始月・特徴開始期別・特徴依頼日・突合結果コード・突合区分・特徴状態・レコード番号
- ・システム作成日・更新日・更新時間・更新職員個人番号・更新端末番号・各種金額4・各種金額5・各種金額6・各種金額7・各種金額 ·停止年月·個人番号

【年金特徵受理情報(天引結果、中止結果)】

- ・捕捉年度・依頼周期・依頼年月日・ファイル名・レコード区分・市町村コード・特別徴収義務者コード・通知内容コード・予備1
- ・特別徴収制度コード・作成年月日・年金保険者用整理番号1・年金コード・予備2・生年月日・性別・氏名カナ・氏名漢字・郵便番号
- 住所(カナ)・住所(漢字)・各種区分コード・処理結果コード・予備3・各種年月日・各種金額欄(金額1)・各種金額欄(金額2)
- ・各種金額欄(金額3)・予備4・年金保険者用整理番号2・レコード番号・システム作成日・更新日・更新時間・職員個人番号・端末番号
- 個人番号・各種金額欄(金額4)・各種金額欄(金額5)・各種金額欄(金額6)・各種金額欄(金額7)・各種金額欄(金額8)・停止年月

5. 課税台帳ファイル

【課税情報】

- ・宛名番号・年度分・算定団体コード・履歴連番・処理日・異動日・異動事由・異動事由補足・申告区分・徴収区分・指定番号・整理番号
- 受給者番号・納税者番号・税務署連絡区分・警告エラー無視サイン・強制課税区分・手入力区分・前住地課税区分・賦課所在地コード
- ·所得·営業等·所得·営業(営業等内訳)·所得·他事(営業等内訳)·所得·漁業(営業等内訳)·所得-農業·所得。肉用牛
- ·肉用牛売却価格·所得 不動産·所得 利子·所得 株式配当·所得 配当控除無分·所得 配当(少額)·所得 給与·所得 公的年金
- ・所得、雑・所得、譲渡一時・所得_一時(2分の1前)・所得_総合短期・所得_総合譲渡長期・所得_分離山林・所得_退職・所得」分離事業雑
- ·所得,分離短期·所得_分離短期軽減·所得_分離長期一般·所得_分離長期優良·所得_分離長期居住·所得_分離上場株式
- ·所得·分離未公開株式·所得_分離先物取引·所得·特控後_山林·所得_特控後_短期·所得-特控後_短期軽減·所得-特控後_長期一般
- ·所得,特控後,長期優良·所得,特控後,長期居住·所得,特控後,上場株式·所得,特控後,未公開株式·合計所得金額·総所得金額
- ・総所得金額等・純損失・雑損失・先物取引繰越控除・専従者控除、配偶者・専従者控除、その他・前々年の変動所得・前年の変動所得
- 変動所得・臨時所得・特別控除 一時・前々年の変動所得・特別控除 総合譲渡・特別控除 短期・特別控除 短期軽減
- 特别控除 長期一般·特別控除 長期優良·特別控除 長期居住·特別控除 山林·特別控除 上場株式·特別控除 未公開株式 ·給与収入(一般)·給与(特定控除)·公的年金収入·本人_特別障害·本人_他障害·本人_老年者·本人_寡婦·本人_寡夫
- ・本人、勤労学生・本人、未成年・本人、夫あり・同一生計配偶者あり・同一生計配偶者あり、老人)・配偶者所得・扶養、一般・扶養、特定・扶養、老人同居・扶養、老人合計・扶養、障害(特別同居)・扶養、障害(特別合計)・扶養、障害(その他)・青色申告区分・専従者、配偶者

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

・専従者_その他・非課税所得区分1・非課税所得金額1・控除、雑損・控除 医療費・控除 社会保険料・控除_小規模・控除_生保 控除 損保・控除 寄付金・控除 配偶者特別・控除 配偶者・控除 本人・控除 扶養・控除 扶養障害・控除 基礎・生命保険 支払額 ·生命保険 個人年金·損害保険_地震·損害保険_旧長期·所得控除_合計·退職 退職収入·退職_所得税用退職·退職 勤続年数 退職 障害区分・所得税 控除_損保・所得税_控除_生保・所得税_控除 配偶者特別・所得税 控除_寄付金・所得税_合計所得 ・所得税_所得控除計・所得税_その他税額控除・所得税.所得税額・計算値_合計所得金額・計算値_控除額合計・計算値_配当控除 計算值_特別減税額·計算值_所得税額·保育用所得税額·課標_総合·課標_総合(実計)·課標_肉用牛·課標_山林·課標_退職 課標 事業雑・課標 短期・課標額 短期軽減・課標 長期優良・課標 長期居住・課標 上場株式・課標 未公開株式・課標 先物取引 |課標||合計・市_総合・市_肉用牛・市_山林・市_退職・市_事業雑・市_短期・市_短期軽減・市_長期一般・市_長期優良・市_長期居住 市 上場株式・市 未公開株式・市 先物取引・市 合計・市 配当控除・市 外国税額控除・市 調整額・市 定率控除額・市 端数 ·市_所得割·市_減免額(所得割)·市_均等割·市_減免額(均等割)·府_総合·府_肉用牛·府_山林·府_退職·府_事業雑·府_短期 府 期軽減+A3·府 長期一般·府 長期優良·府 長期居住·府 上場株式·府 未公開株式·府 先物取引·府 合計·府 配当控除 ·府_外国税額控除·府_調整額·府_定率控除額·府_端数·府_所得割·府_減免額(所得割)·府_均等割·府_減免額(均等割)·差引年税 収入_営業等·収入_営業(営業等内数)·収入_漁業(営業等内数)·収入_他事(営業等内数)·収入_農業·収入_肉用牛·収入_不動産 ·収入_利子·収入_株式配当·収入_配当(控除無分)·収入_配当(少額配当分)·収入_雑·収入_一時·収入_総合譲渡短期 ·収入_総合譲渡長期·収入_分離事業雑·収入_分離短期·収入_分離短期軽減·収入_分離長期一般·収入_分離長期優良 ・収入_分離長期居住・収入_分離山林・収入_分離上場株式・収入_分離未公開株式・収入_先物取引・損益_経常所得・損益_分離短期 損益 分離短期軽減·損益 総合譲渡短期·損益 分離長期一般·損益 分離長期優良·損益 分離長期居住·損益 譲渡一時 損益、分離山林·損益、退職·国保、推定所得·国保、繰越損失·国保、繰越損失軽減用·特例適用条文長期·特例適用条文短期 特例適用条文予備・配当割額・配当譲渡割の控除額(市町村)・配当譲渡割の控除額(県)・決裁区分・併徴元区分・転送区分 株式譲渡繰越損失・強制親区分・システム作成日・更新日・更新時間・更新職員個人番号・更新端末番号・市」老年者経過 府、老年者経過・市」配当譲渡割控除不足額・府」配当譲渡割控除不足額・市」調整控除額・府」調整控除額・所得、分離長期居住特例 長期居住特例繰越損失:収入_配当(私募):収入_配当(一般外貨):所得_配当(私募):所得_配当(一般外貨):強制発送区分 ・所得税_外国税額控除・所得税_住宅ローン控除・資料番号・住宅取得等控除__入力値・市_税源移讓_入力値市_住宅取得税額控除 ·府 住宅取得控除·市 税源移税税額控除·府 税源移譲税額控除·翌年申告作成区分·住宅取得等特別控除 計算値 ・住宅取得等可能額・府_税源移譲_入力値・発送区分・調査コード・上場配当繰越損失・住宅用課税標準額・住宅用所得税額・譲渡割 寄附金(ふるさと納税)・寄附金(共同募金・日赤支部)・寄附金(市区町村条例指定)・寄附金(都道府県条例指定)・市 寄附金 ·府_寄附金·所得_分離上場配当·収入_分離上場配当課標_上場配当·市_上場配当·府_上場配当·住宅借入金等可能額(H21~) ・還付申告区分・翌年度用給与支払額・翌年度用社保・還付加算起算日・減免区分・普徴減免開始月・特徴減免開始月・減免率 ·国外所得総額·外国所得税額·扶養、年少·特定寄附金·震災関連寄附金·特定震災指定寄附金·認定NPO寄附金·寄附金税額控除 金額予備項目11・金額予備項目12・金額予備項目13・金額予備項目14・金額予備項目15・新生命保険、支払額・新生命保険、個人年 ・生命保険_介護医療・寄附金(ワンストップ特例)・市民税_申告特例控除額(税額控除)・県民税_申告特例控除額(税額控除) 医療費支払額・医療費補てん額・計算値 医療費控除・医療費控除の特例区分(0:従来1:特例適用)・内)特定譲渡繰損 金額予備項目18.金額予備項目19.金額予備項目20.給与__所得金額調整控除適用区分.給与__所得金額調整控除額 ・本人__ひとり親・内)収入__その他雑・内)収入__業務雑・内)所得__その他雑・内)所得__業務雑

6. 事業所情報ファイル

【事業所情報】

- ・科目コード・科目詳細コード・宛名番号・大分類コード・中分類コード・小分類コード・納付書出力区分・事業所ソート区分・連絡先 作成日・更新日・更新時間・更新職員宛名番号・更新端末番号・共済区分・公務員区分・納期特例区分・総括はがき作成区分
- 郵振作成区分・国番・事業所予備1・普徴義務者区分・事業所予備3・義務者取消区分・個人事業主ー個人番号

(別》	紙1)番号法第19条第8号別	リ表第二に定める <u>事務</u>		
項番	情報照会者	事務	情報提供者	
1	厚生労働大臣	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働 大臣が行うこととされた健康保険に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働 大臣が行うこととされた船員保険に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成19年法律 第30号附則第39条の規定によりなお従前の 例によるものとされた平成19年法律第30号 第4条の規定による改正前の船員保険法による 保険給付の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録 又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費 若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害 児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児 相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給 付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関す る事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税 関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給 付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの

(別》	紙1)番号法第19条第8号別	表第二に定める事務		
項番	情報照会者	事務	情報提供者	
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれ らの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれ らの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれ らの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第2条第16号に 規定する事業主体である都道 府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金 である給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は 一時金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教 育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
38	都道府県教育委員会又は市町 村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの

(別)	紙1)番号法第19条第8号別	表第二に定める事務		
項番	情報照会者	事務	情報提供者	
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合 法の長期給付に関する施行法による年金である 給付の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険 料の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時 金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険 料その他徴収金の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第2条第2項 に規定する施行者である都道 府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは 家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入 超過者に対する措置に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養 介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省 令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
	市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済 組合法の長期給付等に関する施行法による年金 である給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

	纸1)番号法第19条第8号別			
項番	情報照会者	事務 孝人短が注による弗田の微値に関する事故で	情報提供者	
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又 は資金の貸付けに関する事務であって主務省令 で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現 に児童を扶養しているもの又は寡婦についての 便宜の供与に関する事務であって主務省令で定 めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
65	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給 付金の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都道府県知 事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による 特別児童扶養手当の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
71	厚生労働大臣又は都道府県知 事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
74		児童手当法による児童手当又は特例給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高 齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

(別)	紙1)番号法第19条第8号別			
項番	情報照会者 厚生労働大臣	事務 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の	情報提供者 市町村長	特定個人情報 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で
04	子 土刀 別 八 比	昭和160平伝律第34号前則第87条第2項の 規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支 給するものとされた年金である保険給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	אנין ויינוי	地方税関係情報又は仕氏票関係情報であつ (土務自守で 定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による 自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定 めるもの
91	厚生労働大臣	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
92	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続 組合又は平成8年法律第82 号附則第48条第1項に規定 する指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律による費用の負担又は療養費の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。) 若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収 定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法古しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による治行の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の 貸与に関する事務であって主務省令で定めるも の	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの

(別)	紙1)番号法第19条第8号別	表第二に定める事務		
項番	情報照会者	事務	情報提供者	
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律による自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの
113	文部科学大臣、都道府県知事 又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不衡収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学 支援金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支 接に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
115	平成23年法律第56号附則 第23条第1項第3号に規定 する存続共済会	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
	市町村長	子ども・子育で支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育で支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税 関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給 付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による 特定医療費の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で 定めるもの